

議事の運営について(案)

情報サービス産業の管理体制強化に向けたセキュリティ技術検討委員会(以下、「委員会」という。)の運営については、以下の通りとする。

1. 委員会の会議は、全2回実施する。(第1回 1月、第2回 2月)
2. 会議は、事務局にて録画・録音を行う。その他参加者による録画・録音は原則として禁止する。
3. 委員会は、委員以外の者に対し、会議に出席して意見を述べる事又は説明を行う事を求めることができる。
4. 会議は、一般傍聴を不可とする。
5. 会議資料および議事要旨は、原則として公開する。公開の方法や時期については、経済産業省の主管課の指導によるものとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、委員会および経済産業省の主管課に諮って、資料および議事要旨の一部を非公開とすることができる。
6. その他、会議の運営に関する事項は、座長の判断に一任する。